

呉市地方卸売市場 業務規程（条例等）の内容について

★共通の取引ルール等について（必須規定）

| ル ー ル | 該当する条例 | 該当する条例施行規則 |
|--|---|----------------------------|
| 卸売業者による「事業報告書の作成及び市への提出」並びに「財務に関する情報（貸借対照表・損益計算書）の事務所への配備及び出荷者への閲覧」 | 第11条の6 <u>（新設）</u> | |
| 売買取引の原則 | 第34条 | |
| 売買取引の方法 | 第35条 | 第28条～第30条, 第32条～第39条, 第49条 |
| 卸売業者による差別的取扱いの禁止 | 第38条第1項 | |
| 卸売業者による売買取引の条件（営業日・時間, 取扱品目, 引渡しの方法, 委託手数料等の負担費用の種類と額, 販売代金の支払期日・支払方法, 奨励金等の種類と額）の公表 | 第51条の2 <u>（新設）</u> | |
| 開設者による卸売の数量及び価格（予定数量, 取引結果）の公表 | 第53条 | 第54条 |
| 卸売業者による卸売の数量及び価格（予定数量, 取引結果）の公表 ※各取扱品目において, 卸売業者が1者の場合には, 公表は開設者のみとできる。 | 第53条の2第1項, 第2項 <u>（新設）</u> | |
| 卸売業者による前月の「委託手数料」受領額及び「奨励金等」交付額の公表 | 第53条の2第3項 <u>（新設）</u> | |
| 決済の確保 | 第54条, 第55条, 第58条, 第59条の2 <u>（第59条の2は新設【卸売業者の取引以外も含む】）</u> | 第55条, 第58条 |
| 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置 | 第68条の2第1項 <u>（新設）</u> , 第69条～第71条 | 第79条 |
| 開設者による差別的取扱いの禁止 | 第68条の2第2項 <u>（新設）</u> | |

☆共通の取引ルール等以外のルール等（任意規定）

| ル ー ル | 該当する条例 | 該当する条例施行規則 | 規 定 の 理 由 |
|--|----------------------------|------------------------------------|---|
| 営業日・営業時間 | 第4条, 第5条 | | 秩序保持のため |
| 卸売業者の数 | 第6条 | 第5条の2, 第5条の3 | 施設の適正管理（店舗に制限あり）のため |
| 卸売業務の許可, 許可取り消し, 譲渡・合併・分割, 相続, 名称変更等 | 第6条の2, 第11条の2～第11条の5 | | 適正取引の確保及び秩序保持のため <u>（新規）</u> 【旧県条例】 |
| 保証金の規定 | 第7条～第11条, 第18条, 第19条, 第30条 | 第6条, 第6条の2～第6条の4, 第16条, 第26条, 第63条 | 施設の適正管理のため |
| せり人の規定 | 第12条～第15条 | 第9条～第12条 | 適正業務の確保のため |
| 仲卸業者の数 | 第16条 | | 施設の適正管理（店舗に制限あり）のため |
| 仲卸業務の許可, 許可取り消し, 譲渡・合併・分割, 相続, 名称変更等, 事業報告 | 第17条, 第20条～第24条 | 第14条, 第15条, 第17条～第19条 | 適正取引の確保及び秩序保持のため |
| 売買取引の承認, 名称変更等, 承認取り消し | 第25条～第27条 | 第20条～第22条 | 適正取引の確保及び秩序保持のため |
| 関連事業者の設置, 許可, 許可の取り消し, 名称変更等, 規制等 | 第28条, 第29条, 第31条～第33条 | 第23条～第25条, 第27条 | 適正取引の確保及び秩序保持のため |
| 受託拒否の禁止 | 第38条第2項 | | 差別的取扱いの禁止のため |
| 第三者販売の禁止 | 第39条 | 第44条 | 秩序保持及び実態把握のため |
| 自己買受けの禁止 | 第41条 | | 秩序保持及び事故防止のため |
| 買受け物品等の制限 | 第42条 | | 秩序保持及び事故防止のため |
| 受託契約約款の届出・掲示 | 第44条, 第45条 | 第47条 | 公正取引及び秩序の保持のため |
| 販売前の受託物品の検収 | 第46条 | | 事故防止のため |
| 卸売物品の買受人の明示, 引取り | 第47条 | 第50条 | 事故防止のため |
| 仲卸業者の委託の引受け禁止 | 第48条第1項 | | 秩序保持及び事故防止のため |
| 仲卸業者の直荷引きの禁止 | 第48条第2項～第4項 | 第51条 | 秩序保持及び実態把握のため |
| 売買取引の制限 | 第50条 | | 公正取引の保持のため |
| 有害な物品の売買禁止等 | 第51条 | | 安全確保及び事故防止のため |
| 卸売業者から開設者への卸売予定数量, 卸売結果の報告 | 第52条 | 第53条 | 開設者による卸売に係る公表のため |
| 委託手数料の額の届出 | 第56条 | | 公正取引の保持のため |
| 卸売代金の変更の禁止 | 第59条 | 第59条 | 公正取引の保持のため |
| 品質管理の方法 | 第61条 | 第61条 | 適正管理及び実態把握のため |
| 施設の使用指定, 返還, その他の施設使用に係る規定 | 第62条～第68条 | 第62条, 第64条～第73条 | 施設の適正管理（店舗に制限あり）のため |
| 運営協議会の規定 | 第72条～第75条 | 第74条～第78条 | 市場運営に係る諮問機関の設置のため <u>（第73条第2項【審議事項】は新規【旧県条例】）</u> |
| 卸売の業務の代行 | 第76条 | | 緊急時の対応のため |
| 無許可等営業の禁止 | 第77条 | | 適正取引の確保及び秩序保持のため |
| 市場への出入場, 許可等の制限等 | 第78条～第80条 | | 適正取引の確保及び秩序保持のため |